

香港タックスアラート

(香港税務速報)

2021年1月 | 第1回

企業合併の税務処理及び税務申告書の提出に係る ディスカッションペーパーの公表

サマリー

2021年1月4日、立法会財經事務委員会は、企業合併に係る課税及び税務申告書（Tax Return）の電子化に関する改正案に関するディスカッションペーパーを公表した。特に、裁判所の認可を要しない適格合併に対する税制上の特例や、特定資産の売却を伴わない譲渡に関する新たなルールが提案されている。

概要

企業合併に係る課税及び電子申告を促進するための政府改正案が立法会財經事務委員会に提出された。提案された改正案は、2021年3月（もしくは4月）に施行される予定である。

企業合併

2014年の会社条例改正で企業合併の手続が簡素化されて以来、合併の税務上の影響は論争的となってきた。多くの人は、新会社条例適用前の合併のように、合併とは包括的な承継を通じて行われるものであり、存続企業は、税務ポジションを含む被合併会社の権利義務をすべて承継するものであると考えている。これは、両社の税務上の減価償却、欠損金、その他の税務上の項目を全て存続会社が引き継ぎ利用できることを意味する。

しかし、香港税務局（IRD）は、これとは異なる見解を示しており、ウェブサイト上でガイダンスを公表している。IRDは、被合併会社は合併の直前に存在しなくなり、その結果、市場価格での株式取引として認識されるものであるとの立場をとっている。存続会社が税務上の償却可能資産の償却額（Capital allowances）を継続して使用することが認められるが、欠損金については、被合併会社の欠損金を存続会社が承継することはできず、存続会社の合併前欠損金のみ使用可能とする制限を課している。

このような状況の中で、香港が納税者に明確な情報を提供するための法律を導入することは喜ばしいことである。驚くべきことではないが、この法案はIRDがこれまで法的枠組みの外で示してきた内容と基本的に一致しており、適格合併を行った場合の、合併前後における被合併会社の税務処理の継続が選択できるようになる予定である。これには、両社が同種の取引を行い、存続会社に十分な合併の金融財源がある場合に、両社がともに同一グループの100%子会社となった後に発生した欠損金に限り控除が可能となるような制限条項及び潜脱防止条項も含まれる予定である。これまでIRDは、ガイダンスの適用において、同一の取引に該当するかについて非常に狭義の見方を示してしてきたが、この議論は新法の導入後も継続される可能性がある。

法案では、適格合併の一環あるいは個人の死亡の理由とした譲渡以外で、売却を伴わない特定資産が譲渡された場合には、税務上は時価で処分されたものとみなす新たなルールが導入される予定である。

この点、本ディスカッションペーパーは、適格合併は会社条例 Part 13 Division 3の下で行われる合併であるという点に留意すべきであると述べている。したがって、香港で事業を行っている外国企業が合併規定の適用を受けることができるのか、あるいは、そのような合併が自動的にみなし合併規定の対象となるのかは明らかではない。

詳細は法案で明らかにされる予定である。ほとんどの国・地域では恣意的な損失移転に対処するための租税回避条項が設けられているが（香港ではすでに61A条がある）、納税者が不当な税金コストをかけずにビジネス上必要な合併を行うことができるように、そのプロセスを柔軟にし、この精神に基づいて法律が運営されることが重要である。

税務申告書の提出

本ディスカッションペーパーでは、もう一つの主な論点として、電子申告の促進が取り上げられている。多くの人が、主要な金融センターが21世紀になっても未だに紙の申告書を重視していることに驚きを感じているところであり、これは歓迎すべきことである。また、電子申告は任意とする予定であり、義務化を決定する前に立法会に諮るとされている。

IRDはまた、税務サービスを提供する会社が納税者に代わり税務申告書を提出することを認めるとともに、この点で義務を果たさなかった税務サービスを提供する会社に対する幅広い罰則を導入することを提案している。これらの罰則は、納税者に対する罰則に加えて導入されるものと思われる。

なお、日本語でのお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。



Naoko Hirasawa
平澤 尚子
Co-Head of GJP China Tax
Tel: +86 212212 3098
naoko.hirasawa@kpmg.com



Vivian Chen
ヴィヴィアン チェン
Co-Head of GJP China Tax
Tel: +86 755 2547 1198
vivian.w.chen@kpmg.com



Keigo Yoshida
吉田 圭吾
Director
Tel: +852 2685 7603
keigo.yoshida@kpmg.com



Hoshiyuki Takahashi
高橋 星行
Senior Manager
Tel: +852 2685 7951
hoshiyuki.takahashi@kpmg.com



Mamoru Watanabe
渡邊 守
Manager
Tel: +852 3927 5658
mamoru.watanabe@kpmg.com



Yosuke Nakano
中野 陽介
Manager
Tel: +852 2143 8656
yosuke.nakano@kpmg.com



Atsushi Ito
伊藤 篤史
Manager
Tel: +852 2978 8215
atsushi.ito@kpmg.com



Ryuichi Watabe
渡部 隆一
Manager
Tel: +852 2826 8015
ryuichi.watabe@kpmg.com



Deborah Leung
デボラ リオン
Manager
Tel: +852 2685 7742
deborah.leung@kpmg.com

Contact us



Lewis Y. Lu
National Head of Tax
Tel: +86 21 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com



John Timpany
Head of Tax, Hong Kong
Tel: +852 2143 8790
john.timpany@kpmg.com



Ivor Morris
Partner
Tel: +852 2847 5092
ivor.morris@kpmg.com



Hong Kong Tax Alert

kpmg.com/cn

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 KPMG Huazhen LLP, a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China, KPMG, a Macau partnership and KPMG, a Hong Kong partnership, are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

© 2021 KPMG Tax Services Limited, a Hong Kong limited liability company and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.